



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 松谷 克
(コード番号 8032 東証第 1 部)
問合せ先 専務取締役管理本部本部長
伊藤 泰明
TEL 03 (3270) 1311

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 147 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社事業の多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)に事業目的を追加し、所要の変更をするものであります。

(2) 株券電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより、株券を発行する旨の当社定款の規定は廃止されたものとみなされております。

これに伴い、当社定款上不要となりました条文、用語等について所要の変更を行うものであります(現行定款第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条)。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を新設するものであります。

(3) 取締役の任期の変更

取締役の事業年度に対する責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 21 条(取締役の任期)につき所要の変更を行うものであります。

(4) 上記のほか、条文の削除に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 2 条 (目 的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. 紙、パルプ、古紙の売買および輸出入 2. 包装材料の売買および輸出入 3. 燃料類の売買および輸出入 4. 化成品、工業薬品、紙加工用機械、事務用 機器、建材の売買および輸出入 5. 前各号に関連する問屋業、仲立業、代理業 および加工業 6. ～9. (省 略)</p> <p><u>第 7 条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>第 8 条 (省 略)</u></p> <p><u>第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず単元未満株 式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規則に定めるところについては この限りではない。</u></p> <p><u>第 10 条 (単元未満株式についての権利)</u> 当社の単元未満株式を有する株主 (<u>実質株主を 含む。以下同じ。</u>) は、その有する単元未満株式 について、次に掲げる権利以外の権利を行使する ことができない。 1. ～4. (省 略)</p> <p><u>第 11 条 (省 略)</u></p> <p><u>第 12 条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取 締役会の決議により定め、これを公告する。</p>	<p>第 2 条 (目 的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. 紙、パルプ、古紙の売買および輸出入 2. 包装材料の売買および輸出入 3. 燃料類の売買および輸出入 4. 化成品、工業薬品、紙加工用機械、事務用 機器、建材の売買および輸出入 5. 前各号に関連する問屋業、仲立業、代理業、 <u>製造業</u>および加工業 6. ～9. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第 7 条 (現行どおり)</u></p> <p><u>第 8 条 (単元株式数)</u> 当社の単元株式数は 1,000 株とする。 (削 除)</p> <p><u>第 9 条 (単元未満株式についての権利)</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、その有 する単元未満株式について、次に掲げる権利以 外の権利を行使することができない。 1. ～4. (現行どおり)</p> <p><u>第 10 条 (現行どおり)</u></p> <p><u>第 11 条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取 締役会の決議により定め、これを公告する。</p>

<p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 13 条～第 20 条（省 略）</p> <p>第 21 条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 45 条（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設） （新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>3 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿<u>および新株予約原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 12 条～第 19 条（現行どおり）</p> <p>第 20 条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削 除）</p> <p>第 21 条～第 44 条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第 2 条</u> 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日経過をもって前条および本条を削除する。</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日

以上